

韓国における2012年度砂防事業の推進計画

韓国、江原大学校山林環境科学大学 ○金錫宇

全權雨

金判錫

愛媛大学農学部 江崎次夫

1. はじめに

近年、韓国では気候変動に伴う局地的集中豪雨の発生頻度の増加によって都市および生活圏を中心に大規模な被害が生じている。特に、2011年にソウル市牛眠山と江原道春川市で発生した山崩れによって多くの人命が失われ、生活圏と隣接した山地を中心とする砂防事業の重要性が一層強調されている。そこで、2012年度における砂防分野では、①山崩れ災害の予防・対応体系の構築、②山崩れ脆弱地域の体系的・積極的な管理、③山崩れ情報システム運営の内実化、④現場中心の山崩れ対応力量の強化、⑤山崩れ予防のための制度的基盤の準備、⑥生活圏中心の予防砂防事業への転換、⑦砂防事業妥当性評価の内実化、⑧山崩れ災害予防の目的に合致する設計及び施工の推進、⑨砂防施設の事後管理強化、⑩砂防事業実務者の力量強化などを基本方針として事業を進めている(山林庁、2012)。本研究は山林庁が支援する2012年度山林科学技術開発事業によって進められた。

2. 砂防事業の事業量および事業推進費

2012年度の砂防事業は、「山崩れ災害の予防・対応体系の確立による人名被害のゼロ化の具現」と「都市生活圏地域における山崩れ災害の低減のための予防砂防事業の実行による人名・財産被害の最小化」を最優先的な目標としている。砂防事業の事業量および事業推進費は表-1のように、砂防ダムの新設・管理・点検・安全診断・安全措置、山地保全事業、山崩れ予防事業、溪流保全事業、海岸防災林の造成、砂防事業の妥当性評価および山林流域管理事業などに115, 117百万ウォン(国庫84, 894百万ウォン、地方費30, 223百万ウォン)の予算を投入する。

表-1. 砂防事業の細部事業別の総括内訳

事業名	事業量	事業名	事業量	
砂防ダム	695箇所	地すべり予防事業	37ha	
砂防ダム管理	440箇所	溪流保全事業	416km	
湛水用砂防ダム	8箇所	海岸防災林造成事業	17. 2ha	
砂防ダム事前設計	348箇所	海岸侵食防止事業	4km	
砂防ダムの妥当性評価	1, 051箇所	砂防事業の妥当性評価	425箇所	
砂防ダムの点検	2, 226箇所	砂防地の点検	2, 393ha	
砂防ダムの安全診断	3箇所	砂防技術院・砂防記念公園の維持・管理	1箇所	
砂防ダムの安全措置	13箇所	溪流保全事業の安全措置	6km	
山地保全事業	70ha	山林流域管理事業	設計	5箇所
			造成1年次	18箇所

3. 細部推進計画

3.1. 山崩れ災害の予防・対応体系の構築

山林庁の山崩れ予防に向けた長期対策及び年度別対策の樹立に伴い、各自治体ごとにそれぞれの実情に適した地

域別対策を樹立する。また、夏季の山崩れが起りやすい期間中は山林庁に「山崩れ予防支援本部」を設置・運営し、山崩れ発生の危険情報の収集や伝達、対応、状況管理などが迅速に進められるようにする。

3.2. 山崩れ脆弱地域の体系的・積極的な管理

山崩れ脆弱地域を都市・生活圏を中心に全面的に拡大改編し、山崩れ脆弱地域及びその近隣の山地を予想範囲内で買収または国・公有林と交換し、山崩れ脆弱地域の指定目的の達成を導く。また、山崩れ脆弱地域は管理台帳を作成して周期的に安全点検を実施し、整備計画の樹立と推進及び非常連絡体制の構築などの特別管理を実施する。

3.3. 山崩れ情報システム運営の内実化

山崩れ情報システムのユーザーの個人情報をアップデートし、システムユーザーの登録人員を拡大する。山崩れ予測情報の受信機関では気象状況を考慮して適切に対応・措置できるようにし、システムの一部未熟な機能については高度化作業を進める。

3.4. 現場中心の山崩れ対応力量の強化

各機関別に現地の実情に適した山崩れ予防マニュアルをそれぞれ準備して迅速に対応できるようにし、山崩れの予防及び対応活動に関する評価制度を運営する。また、山崩れの防止及び砂防事業の強化に向けた懇談会や委託教育、研修会、セミナーなどを開催する。

3.5. 山崩れ予防のための制度的基盤の準備

山林保護法を改定して山崩れの予防・対応分野を新規反映するようにし、砂防事業法を改定して砂防事業の対象地の選定制度の限界点などを改善する。

3.6. 生活圏中心の砂防事業対象地の優先選定

都市生活圏の住居地域と隣接した山地のうち、山崩れ及び土石流の発生に伴う人命被害が心配される地域を最優先的に選定し、特・広域市及び都市地域の山地を中心に砂防事業を大幅に拡大する。

3.7. 砂防事業妥当性評価の内実化

砂防事業の必要性・適合性・環境性などを総合的に考慮して妥当性について評価するよういっそう強化し、砂防事業法などに従って砂防協会に委託して推進する。また、妥当性の評価は、やむをえない場合を除き、次年度の事業地を対象に実施することを原則とする。

3.8. 砂防事業対象地の閲覧広告などの行政手続の推進

砂防事業対象地の事前協議の手続きについて閲覧広告を実施し、妥当性の評価後、山主と地域住民が同意しなければ邑・面・洞で広告を行った後、他地域に対象地を変更する(関連資料は保存)。

3.9. 山崩れ災害予防の目的に合致する設計及び施工の推進

砂防事業の設計及び施工は砂防事業法第7条の2(砂防事業の設計・施工)及び「砂防事業の設計・施工の細部基準」などに従って実施する。また、山崩れによる災害を低減させる機能が十分に発揮されるよう、最近の気候変化に伴う降雨量及び降雨強度の増加を反映して設計基準を強化する。

3.10. 砂防施設の事後管理強化

砂防施設の点検は砂防協会に委託して進め、点検結果が不良な地域は安全措置を徹底して行う。また 砂防ダム管理(以前は砂防ダム浚渫)は生活圏など浚渫が必要な地域に限定して行い、維持管理を強化しながら、全国の砂防ダム管理DBを構築する。

3.11. 砂防事業実務者の力量強化

砂防事業及び山崩れの担当者を対象に委託教育を実施し、広域別の砂防事業現場に対する巡回教育を実施し、砂防専門教育機関「砂防技術院」を活性化する。

【参考文献】 1)山林庁。2012。2012年度治山復元分野施行計画。356pp。